

京都市環境保全推進会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第116号

京都市環境保全推進会議規則の一部を改正する規則

京都市環境保全推進会議規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第6号を次のように改める。

(6) 上下水道局次長

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(環境局環境政策部地球環境政策課)